

遺骨証明（25号）

内 容	遺骨又は遺体を納めた壺、箱、棺等の中身が遺骨又は遺体のみであることを証明するもの（注1）。
使 用 目 的	海外で死亡した者の遺骨等を本邦へ送付又は持ち帰る際の現地や遺骨携行者の乗換地の通関手続において中味に輸入禁制品（例えば、武器弾薬等）が混入されていないことを立証し、開披検査を受けることなく通関させるため（注2）（注3）。
条 件	<p>(1) 故人の死亡を確認できること。</p> <p>(2) 故人の遺骨であることが確認できること。</p> <p>(3) 骨箱等の内容検査等により内部に遺骨又は遺体以外のものがないことが確認できること。</p>
必 要 書 類	<p>(1) 故人の死亡事実を立証できる現地官憲発給の公文書（例えば、死亡診断書、遺体検査書、火葬許可書、火葬済証明書）</p> <p>(2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できる文書 例 遺骨一火葬許可書又は火葬済証明書。 遺体一旅券又は現地当局発行の身分証明書。</p>
形 式	外国文による証明と日本文による証明とがある。
注 意 事 項	<p>(注1) 中身が遺爪や遺髪の場合もある。</p> <p>(注2) 本邦通関には不要。 本邦税関では、一見して遺骨等を納めたものであることが明らかでその旨携行者又は搬送者が税関へ申告すれば、そのまま通関させる等常識的に処理しており、本証明書は通関手続上の必要書類ではない。 他方、証明書があっても万一密輸等の疑いがある場合には骨箱の開披検査を行っている。従って、使用目的が本邦通関のみの場合、申請者が特にこの証明書を強く希望する以外は取り扱わない。</p> <p>(注3) 本邦における埋葬、改葬又は火葬許可取得には不要。 本邦で埋葬、改葬又は火葬許可取得にこの証明書が必要であると誤解している者がある。この場合の手続には現地の医師又は官憲当局発行の死亡を証する文書（死亡診断書、死体検査書等）が必要であるから、これら死亡証文書（訳文（個人が作成したもので可）を添付）を必ず携行帰国するよう指導する。</p>

## 遺骨證明

### 1. 概説

#### (1) 証明の内容

遺骨又は遺体を納めた壺、箱、棺等の中身が遺骨又は遺体のみであることを証明するもの。

#### (2) 使用目的

海外で死亡した者の遺骨等を本邦へ送付又は持ち帰る際、現地や遺骨携帯者の乗換地の通関手続において、中身に輸入禁制品（例えば、武器弾薬等）が混入されていないことを立証し、開披検査を受けることなく通関させるため。

##### (注1) 本邦通関には不要

本邦税関では、一見して遺骨等を納めたものであることが明らかでその旨携行者又は搬送者が税関へ申告すれば、そのまま通関させる等常識的に処理しており、本証明書は通関手続上の必要書類ではない。

他方、証明書があっても万一密輸等の疑いがある場合には骨箱の開披検査を行っている。従って、使用目的が本邦通関のみの場合、申請人が特にこの証明書を強く希望する以外は取り扱わない。

##### (注2) 本邦における埋葬、改葬又は火葬許可取得には不要

本邦で埋葬、改葬又は火葬許可取得にこの証明書が必要であると誤解している者がある。この場合の手続には現地の医師又は官憲当局発行の死亡を証する文書（死亡診断書、死体検査書等）が必要であるから、これらの死亡立証文書を必ず携行帰国するよう指導する。

#### (3) 手数料

証明書1通毎に第25号の領事手数料を徴収。

(注) 航空機事故等により多数の死亡者が出了た場合で本省から手数料免除の指示がある場合及び太平洋戦争戦死者の遺骨で同地域巡回団等が収集し、わが国の厚生省に引き渡されるものである場合、手数料は不要。

### 2. 発給条件

#### (1) 故人の死亡を確認できること。

#### (2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できること。

#### (注) 遺体の場合着衣は可。

#### (3) 骨箱等の内容検査等により内部に遺骨又は遺体以外のものがないことが確認できること。

### 3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

- (1) 故人の死亡事実を立証できる公文書（例えば、死亡診断書、死体検査書、火葬許可書、火葬済証明書）
- (2) 故人の遺骨又は遺体であることが確認できる文書
  - 例 遺骨——火葬許可書又は火葬済証明書
  - 遺体——旅券又は現地当局発行の身分証明書（遺髪、遺爪の場合も同じ。）

#### 4. 作成要領

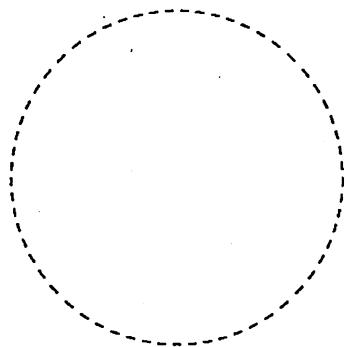
- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。
- (2) 必要書類を提出させ、故人の死亡事実を確認する。
- (3) 骨箱・ひつぎ等の内容検査等を行い、火葬済証明書及び旅券等により遺骨又は遺体は故人のものであるか否かを確認する。同時に遺骨又は遺体以外に何もないことを確認する。また、遺髪・遺爪の場合も適当な箱に納めて、取扱要領は同じ。  
(注) 内容検査に際しては、丁重に取り扱い、故人の靈に対していささかの失礼もないよう慎重に行う。
- (4) イ. 外国文の場合
  - 証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済の者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- ロ. 日本文の場合
  - 証明書に必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入し角型館長印を押す（朱肉使用）。
- (5) 完成した証明書の写をとる。
- (6) 完成した証明書を骨箱等の開閉部にかけて張り付け、証明書と箱との間に証明書に用いた丸型館印（日本文の場合も丸型館印）を用いて割印の上、後刻自由な開披ができない様にする。
- (7) 骨箱を封印する。封印は上記割印をもって兼ねてもよく、別途封ろうを用いて封印してもよい。
- (8) 証明手数料は1通毎に第25号の手数料を徴収する。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

Cert. No.

**CERTIFICATE OF ASHES BOX CONTENTS**

This is to certify that this ashes box contains only the ashes of the late

(Place) \_\_\_\_\_ (Date) \_\_\_\_\_



(Fee )

## 遺骨証明書

この骨箱の中は、年月日国において死亡し

た故の遺骨のみ在中するものであることを証明する。

証第号

年月日

在

公印

(手数料)